

令和4年6月30日

第 24 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和4年6月30日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第24回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	長	濱川龍一
	庶務係	主任	小島祐子
	農地係	主事	篠原司

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

丁目■■番地■、■■■■、譲受人、余市町■■町■■丁目■■番地■、■■■■。

申請農地、■■町■■丁目■■番、地目、公簿田、現況畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年6月21日、村井委員、中岡委員、曾我委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、後継者へ経営移譲するため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、6ページに記載しております。4ページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■番地、■■■■、譲受人、余市町■■町■■番地、■■■■。

申請農地、黒川町995番、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年6月21日、曾我委員、村井委員、中岡委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、後継者へ経営移譲するため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、7ページに記載しております。

以上3件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、申請番号1番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、6月21日、事務局を含め、村井委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、経営規模を縮小する貸主が新規就農する借主に所有農地を一部賃貸借するものです。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番 申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、6月21日、事務局を含め、中岡委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、譲渡人が後継者の譲受人に経営移譲するため、所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号2番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 続きまして、申請番号3番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 2 番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、6月21日、事務局を含め、村井委員、中岡委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号3番については、譲渡人が後継者の譲受人に経営移譲するため、所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号3番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 それでは、ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、申請のとおり可
と決定いたします。
ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)
(休憩時間 午後1時42分～午後1時46分)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定についてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定
を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和4年6月30日提出 余市町農業委員会会長 細山正己。

13ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございますが、農地保有合理化事業の一時貸付期
間終了に伴う売渡であります。

1、各筆明細、所有権の移転を受ける者、■■郡■■町■■町■■丁目■■番
地■■■■■■。所有権を移転する者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地
23 公益財団法人北海道農業公社。

所有権を移転する土地は、■■町■■町■■番■■、ほか■■筆、地目、登
記簿、現況とも畑、面積は■■筆計■■■■■■■■m²。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和4年6月3
0日、対価■■■万円を支払期限の令和4年8月31日までに指定口座に振
込むものでございます。

14ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

15ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

16ページをお開き願います。

こちらは、所有権の移転を受ける者が所有権移転後に耕作又は養畜の事業
に供する農用地の明細でございます。

17ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

18ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■■■■の裏側の色塗り部分となっております。

19ページをお開き願います。

こちらは農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上1件の申出でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当する必要があるとあり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしていると考えます。

各委員におかれましては、議案第3号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
24回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後1時50分)

(本会議所要時間 16分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 1 番

議事録署名委員 余市町農業委員 8 番